

令和7年度

中小企業カーボニュートラル促進支援事業補助金

公募要領

【公募開始】令和7年4月1日

【申請前に必ずご一読ください】

- 本事業では、事業計画書等の申請書類を審査し、より優れた事業提案を採択します。申請書類に不備や不足がないようにご注意ください。
- 事業計画書作成にあたっての不明点は、室蘭テクノセンターまでお問い合わせください。
- 事業内容や対象経費の内容を確認する必要があるため、申請書類をご提出いただく前に事前にご相談ください。
- 公募の受付は令和8年1月末日に終了します。ただし公募期間中に補助金交付申請額の総額が予算額に達した時点で公募終了となります。公募の受付を終了するときは、本補助金のホームページにてお知らせします。
- 本事業の事業実施期間は、交付決定日から令和8年2月末日までとなります。

【応募・問い合わせ先】

公益財団法人室蘭テクノセンター 企業支援課

〒050-0083 室蘭市東町4丁目28番1号

TEL 0143-45-1188 FAX 0143-45-6636

URL <http://www.murotech.or.jp/> Mail techno@murotech.or.jp

- ・申請書類は当センターホームページからダウンロードできます。
- ・申請書類の提出は、メール（PDF）でご提出ください。

1. 事業の目的

この補助金は、室蘭市内の中小企業・小規模事業者が行う、省エネ対応設備等の導入による、エネルギー価格の高騰への対策を通じた経営基盤の安定、カーボンニュートラル（以下「CN」という）の促進による経済波及効果の創出に資する取り組みに対し、その経費の一部を補助することによって地域中小企業の振興を図り、もって「室蘭市地球温暖化対策実行計画」目標の達成に向けた産業部門の取組の促進を図ることを目的とします。

2. 事業のスキーム

本事業は室蘭市の協力をもって実施するものです。本事業に係る資料等は室蘭市と共有します。

3. 補助事業期間

本補助事業期間は原則として交付決定日から令和8年2月末日までとなります。この期間までに工事・設置、支払等が完了していることが要件です。また実績報告書の提出期限は原則として令和8年3月5日とします。

4. 補助事業内容

(1) 省エネルギー診断事業

① 補助対象事業：以下の省エネルギー診断を受診する事業

省エネ最適化診断（一般財団法人省エネルギーセンター）

ウォークスルー診断・IT診断・省エネ伴走支援（一般社団法人環境共創イニシアチブ）

② 補助対象者：室蘭市内の中小企業者^{※1}（室蘭市産業振興条例^{※2}に定める業種に限る）

③ 補助限度額と補助率：25,000円（補助率（10/10））

④ 対象となる経費：省エネルギー診断の受診費用

⑤ 備考：令和7年度に受診する省エネルギー診断であれば、令和6年度内に支払われた診断費用も補助対象経費とします。

(2)省エネルギー設備導入事業

- ① 補助対象事業：(1)等の省エネルギーセンターまたは環境共創イニシアチブの省エネ診断を受診し、提案された省エネ設備の導入や改修に係る補助事業。令和4年度以降に受診した省エネ診断の提案内容が対象です。
- ・省エネ最適化診断（一般財団法人省エネルギーセンター）
 - ・ウォークスルー診断・IT診断・省エネ伴走支援（一般社団法人環境共創イニシアチブ）
 - ・省エネクイック診断・地域エネルギー利用最適化取組支援事業（省エネお助け隊）（一般社団法人環境共創イニシアチブ）（令和6年度）
 - ・省エネ診断拡充事業（実施主体：一般社団法人環境共創イニシアチブ）（令和4・5年度）
- ② 補助対象者：室蘭市内の中小企業者^{※1}（室蘭市産業振興条例^{※2}に定める業種に限る）
- ③ 補助限度額と補助率：200,000円（補助率（2/3））
- ④ 対象となる経費：消耗品費、設備費、工事費、賃借料、クラウド利用料、手数料、その他特に必要と認める経費（冷暖房設備、汎用性のあるパソコン・タブレット等は対象外。また、賃借料・クラウド利用料等で契約期間が補助対象期間を超える場合は、事業期間分を按分算出し、その分を対象とします。）
- ⑤ 備考：交付決定日から遡って3カ月までを事業開始日とすることができます（4月1日が限度）。省エネルギー設備導入事業において、本補助事業期間中に国・道その他の補助事業等と併用する場合、他の補助金等を除いた自己負担分を本補助事業の補助対象経費として申請可能な場合があります。詳しくは事務局までお問い合わせください。

(1) (2)の事業とも、原則として以下の条件をすべて満たすものを補助対象とします。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 補助事業期間内に支払が完了している経費
- ③ 証拠書類等によって金額・支払が確認できる経費

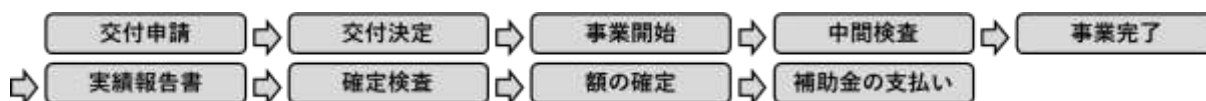
※1 中小企業者：中小企業基本法第2条第1項に定めるもの

※2 室蘭市産業振興条例に定める業種

- 1.製造業、建設業、運送業、卸売業、電気業、ガス業、熱供給業
- 2.産業支援サービス業（通信業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、デザイン業、機械設計業、商品・非破壊検査業、機械修理業など）
- 3.試験研究施設（自然科学系）
- 4.ホテル・旅館業
- 5.観光振興計画に記載のある観光関連業
- 6.環境・リサイクル関連産業（再資源化を行なう施設）

5. 手続きの概要

手続きの概要につきましては、下図をご参照ください。



6. 交付申請および交付決定

6-1 交付申請書類の提出

提出必要書類は以下のとおりです。申請書類は当センターHPからダウンロードできます。

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 申請概要（様式第2号）
- ③ 市税の納税なし証明書
- ④ 省エネルギー設備導入事業においては、交付申請者が受診した省エネルギー診断の報告書および導入する機器の見積書（30万円以上の場合は2社以上の相見積）。

6-2 選考

選考は事務局によって行います。申請書類に基づき審査し、より優れた事業計画を採択します。提出書類に不備や不足がないようにご注意ください。なお、採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。

6-3 交付決定

採択の可否、採択の場合は補助金の額を書面で通知します。なお、補助金の額は補助限度額を明示するものであり、補助金支払額を確約するものではありません。経費が予定を超過した場合でも補助金の額を増額することはできませんのでご注意ください。

なお、交付決定時には原則として企業名、代表者名、事業計画名等を公表します。

6-4 事業開始、中間検査の実施

事業開始後、事業の実施状況、経費の使用状況の確認のため、事務局による検査を行う場合があります（中間検査）。関係書類等の整理をお願いいたします。

7. 事業完了後の手続き

事業完了後はすみやかに補助事業実績報告書（様式9号）、事業実施報告書（様式10号）、補助金決算書（様式第11号）、経理関係書類（※3）をご提出ください（最終提出期限：令和8年3月5日）。

補助金交付は精算払いです。提出書類に基づき、補助金の額を確定するための検査（確定検査）を行います。検査にあたり、補助対象物件や経理関係書類の確認ができない経費は補助対象とはなりませんのでご注意ください。額を確定後、補助金をお支払します。

なお、関係書類は事業完了後5年間保管していただく必要があります。

補助事業実施期間中に不明点等が発生した場合は、必ず当センターにご相談ください。

※3 経理関係書類

①見積書・発注書・納品書・検収書等

②請求書

③領収書等（支払確認が可能な書類）

- ・銀行振込の場合：銀行振込受領書・利用明細書・IBによる振込明細等の写し
- ・口座自動振替（口座引き落とし）の場合：通帳の写し（表紙、口座名義、振込のページ）
- ・現金払いの場合：領収書、レシートの写し
- ・カード払いの場合：領収書・またはカードご利用明細書、決済口座の通帳コピー等

注1) いずれの場合も全ての支払は補助事業期間中に完了していること

注2) 手形による支払については原則、補助対象経費として認められません